

決
議

平成二十一年三月十日

社団法人 全国建設業協会

決 議

わが国経済は、百年に一度といわれる経済・金融危機に見舞われ、先行きは全く不透明な状況にある。

建設業界においては、住宅・社会資本整備や災害時の対応等を通じて、地域の経済と雇用を支えてきた。しかしながら、建設投資の減少に歯止めがからず、長年にわたる公共事業費の削減による受注の減少、競争の激化に加え、ダンピング受注の頻発等による利益率の著しい低下、さらに、金融機関の融資姿勢の厳格化や不動産市況の低迷等により、地域を支えた老舗といわれる建設企業を含め、多くの会員企業が倒産・廃業に追い込まれ、特に、昨年の会員企業の倒産・廃業は、これまで過去最高を記録した平成十四年の四四九件を大きく上回り、年間五八〇件となるなど、かつてない厳しい状況が続いている。

このような状況の下、これ以上の公共事業関係費の削減はもはや限界であり、従来、社会的な役割を果たしてきた雇用の受け皿としての機能も果たせず、このままでは地方の基幹産業である建設産業は壊滅し、地方経済の活力も著しく低下・疲弊し、地方のくらしに取り返しのない影響を及ぼし、日本経済は再生不可能な状況となりかねない。

是非とも国民の安全・安心を守るために公共事業予算の削減を見直すとともに、国民にとって必要な公共事業を推進し、社会資本を充実させることが、最重要課題と考える。

本会は、次の諸事項について総意をもって決議し、関係機関に強く要望し、理解と協力のもと早期実現を期するものである。

記

一、平成二十一年度予算の大幅前倒し執行（目標上半期九〇％）を図ること。その際、一兆円の前準備費については、大半を雇用の確保や地域防災対策のための公共事業に充当すること。

二、平成二十一年度下半期以降も切れ目ない対策が不可欠ことから、わが国の成長力強化のための国家戦略として社会資本整備を主体とした平成二十一年度大型補正予算の編成を速やかに講ずること。

三、疲弊の著しい地方の建設業については、事態の緊急性に鑑み、受注機会の確保と経営改善のための収益性の向上策を重点的に講ずること。

右決議する。

平成二十一年三月十日

社団法人全国建設業協会

会長 浅沼 健一